

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和3年6月21日経企第767号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (一部手続きの受付停止)</p> <p>3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は5G契約者(令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変更、契約の解除(5G契約の解除と同時に新たにXi契約又はXiユビキタス契約を締結する場合を除きます。)及び携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行の請求を承諾することができません。</p>	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p> <p>附 則 (令和 3 年 6 月 21 日 経 企 第 767 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 3 年 6 月 25 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (一部手続きの受付停止)</p> <p>3 この附則実施の日から令和 3 年 6 月 30 日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は X i 契約者及び X i ユビキタス契約者 (令和 3 年 6 月 24 日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。) からの名義変更、契約の解除 (X i 契約又は X i ユビキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結する場合を除きます。) 及び携帯電話・ P H S 番号ポータビリティの手続きに必要な番号の発行の請求を承諾することができません。</p>	<p>第 1 章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 7 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則 (令和 3 年 6 月 21 日 経 企 第 767 号) (実施 期 日)</p> <p>1 この 附 則 は、 令 和 3 年 6 月 25 日 から 実 施 し ま す。 (経 過 措 置)</p> <p>2 この 附 則 実 施 前 に 支 払 い 又 は 支 払 わ な け れ ば な ら な っ た F O M A サ ー ビ ス の 料 金 そ の 他 の 債 務 に つ い て は、 な お 従 前 の と お り と し ま す。 (一 部 手 続 き の 受 付 停 止)</p> <p>3 この 附 則 実 施 の 日 から 令 和 3 年 6 月 30 日 ま で の 間、 本 約 款 の 規 定 に か か わ ら ず、 当 社 は F O M A 契 約 者、 F O M A コ ビ キ タ ス 契 約 者 及 び F O M A 位 置 情 報 契 約 者 (令 和 3 年 6 月 24 日 の 当 社 が 定 め る 時 刻 に お い て、 ド コ モ ビ ジ ネ ス プ レ ミ ア ク ラ ブ 会 員 規 約 に 定 め る 会 員 で あ っ て、 ド コ モ ビ ジ ネ ス プ レ ミ ア ク ラ ブ 会 員 規 約 に 規 定 す る 一 括 請 求 の 代 表 回 線 の 契 約 者 に 限 り ま す。) か ら の 名 義 変 更、 契 約 の 解 除 (F O M A 契 約、 F O M A コ ビ キ タ ス 契 約 又 は F O M A 位 置 情 報 契 約 の 解 除 と 同 時 に 新 た に X i 契 約 若 し く は X i コ ビ キ タ ス 契 約 又 は 5 G 契 約 を 締 結 す る 場 合 を 除 き ま す。) 及 び 携 帯 電 話 ・ P H S 番 号 ポ ー タ ビ リ ティ の 手 続 き に 必 要 と な る 番 号 の 発 行 の 請 求 を 承 諾 す る こ と が で き ま せ ン。</p>	

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表8（略）</p> <p>附 則（令和3年6月21日経企第767号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （一部手続きの受付停止）</p> <p>3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は契約者（令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。）からの名義変更及び契約の解除の請求を承諾することができません。</p>	<p>第1章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表8（略）</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表4（略）</p> <p>附 則（令和3年6月21日経企第767号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （一部手続きの受付停止）</p> <p>3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は第9種接続装置又は第10種接続装置に係る契約者（令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であつて、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。）からの名義変更及び契約の解除の請求を承諾することができません。</p>	<p>第1章～第13章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表4（略）</p>